

医療法人財団 明理会 西仙台病院 (介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団明理会が開設する「西仙台病院」(以下「事業所」という)において実施する通所リハビリテーション及び(介護予防)通所リハビリテーションの適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 (介護予防)通所リハビリテーションは、要支援状態または要介護状態と認定された利用者(以下単に利用者という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防)通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当事業所では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように支援に努める。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 当事業所では、地域の中核事業所となるべく、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療福祉サービス提供者との綿密な連携をはかり、統合的なサービスの提供に努める。
- 4 当事業所では、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- ① 施設名 医療法人財団 明理会 西仙台病院
- ② 開設年月日 昭和55年12月1日
- ③ 所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字新田54-4
- ④ 電話番号 022-394-5721 F A X 番号 022-394-7286
- ⑤ 管理者 病院長 鈴木 知信
- ⑥ 介護保険指定番号 0415112788

(事業所の職員の職種、員数)

第5条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりであり、必置職員については法令の定めるところによる。

- ① 管理者 1名 (病院と兼務)
- ② 医師 1名以上 (病院と兼務)
- ③ 看護職員、介護職員または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
4名以上
(上記③のうち理学療法士・作業療法士・言語聴覚士で1名以上 (病院と兼務))
- ④ 管理栄養士 1名以上 (病院と兼務)

(事業所の職員の職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の勤務体制とする。

- ① 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬の管理、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の事業所サービス計画に基づく看護を行う。介護職員は、利用者の事業所サービス計画に基づく介護を行う。
- ④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、事業所サービス計画に基づくリハビリテーションを行う。
- ⑤ 管理栄養士は、献立の作成、栄養ケア計画の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等の食事管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (ア) 営業日
毎週月曜日から土曜日(日曜日、1月1日を除く)
- (イ) 営業時間
8時30分から17時30分
- (ウ) サービス提供時間
9時30分から16時30分

(サービス提供単位及び利用定員)

第8条 (介護予防) 通所リハビリテーションのサービス提供単位及び利用定員は、以下のとおりとする。

- (ア) サービス提供単位 1 単位
- (イ) 利用定員 定員 40 名

(事業所のサービス内容)

第9条

- 1 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。
 - (ア) (介護予防) 通所リハビリテーション計画立案
 - (イ) 居宅及び事業所間の送迎
 - (ウ) 食事の提供
 - (エ) 栄養指導
 - (オ) 入浴介助もしくは、特別入浴介助
 - (カ) 介護
 - (キ) 医学的管理、看護
 - (ク) 機能訓練(理学療法、作業療法、言語療法等)
 - (ケ) 口腔機能向上訓練
 - (コ) レクリエーション
 - (サ) クラブ・趣味活動
 - (シ) 行事
 - (ス) 相談援助
 - (セ) その他
- 2 サービスは、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、特に下記の点に留意して行う。
 - ① 利用者の心身の機能の維持回復を計り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - ② 従業者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またその家族に対し、サービスの提供方法について十分に説明し、同意を得ること。
 - ③ 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスを提供する。

((介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成)

第10条

- 1 医師及び理学療法士その他の専ら(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたる従業者(以下「従業者」という)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して

利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 従業者は、それぞれの利用者に応じた（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 従業者は、それぞれの利用者について、（介護予防）通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を介護記録に記載する。

（利用者負担の額）

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを別に定める料金表により支払いを受ける。
 - ① 食費。
 - ② その他、日常生活上においても通常必要となる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものや利用者が参加するクラブ活動等にかかる費用。
 - ③ 教養娯楽費。（費用は利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明し、支払いを受ける）
 - ④ 利用料に関しての具体的な額は、別途「西仙台病院通所リハビリテーション料金表」を提示する。

（通常の事業の実施地域）

第12条 送迎の実施区域は仙台市青葉区、太白区の以下に記す地域とする。

青葉区 愛子・錦ヶ丘・赤坂・高野原・みやぎ台・折立・作並・大倉・定義・他
太白区 秋保・茂庭・他

その他の地域については要相談とする。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第13条

- 1 事業所内への薬、飲食物、居室内備品等の持ち込みについて利用者又はその家族は職員に知らせる必要がある。
また貴重品や金品の持ち込みについては最小限にし、物のやり取りは厳禁とする。
- 2 当事業所を利用するにあたり共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする上で、事業所内での次の行為を禁止とする。
 - ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔、中傷、その他、他人の迷惑となるような行為。
 - ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ⑥ 同時に利用している、他の利用者に関する秘密を漏らすこと。
 - ⑦ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を行うこと。
 - ⑧ 診療方針・服薬等については勿論、食事等も主治医・看護師などの指示を守る。
 - ⑨ みだりに通所リハビリテーション以外への出入りはしない。
- 3 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

（（介護予防）通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項）

第14条

- 1 利用にあたっては、体調不良等によって（介護予防）通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、中止することがある。
- 2 従業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変やその他緊急事態が生じたときは、必要に応じ応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、搬送が必要な場合は家族に連絡を取り受診の為の迎えを依頼する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示・命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対して、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇に当たること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(衛生管理)

第18条

- 1 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。

(守秘義務)

第19条

- 1 従業者は、個人情報保護法に基づき、サービス提供をする上で知り得た、利用者及び家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。これらの個人情報に対する守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 従業者であった者も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう徹底する。
- 3 従業者または、従業者であった者が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 4 ただし次の各号にあげる情報提供は、利用者から同意を得た上で行うこととする。
 - ① 介護保険サービス利用のためサービス担当者会議等において、市町村居宅介護支援事業者、その他の介護支援事業者等への情報提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための、学会、研究会等での事例研究発表等。尚この場合、利用者が特定できないように配慮する。
 - ③ 当該事業所内において行われる、学生及び資格取得の為の実習等に係る、利用者の個人情報についての閲覧。

(相談・苦情の申し出)

第20条

- 1 当事業所の提供するサービスに関する利用者またはその家族からの相談・苦情に迅速に対応するための窓口を設置し、当事業所担当者がこれにあたるものとする。
- 2 相談・苦情の受付は懇切丁寧を旨とし、また、プライバシーに十分配慮する。
- 3 苦情処理は円滑かつ迅速に行うこととし、そのための処理体制・手順を別に定める。また、施設内に「円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順概要」を掲示する。
- 4 事業所内に意見箱を設置し、サービスの質の向上に努める。

・事業所の相談・苦情窓口

担当者 西仙台病院 医事課 小野寺 りえ

電話番号 022-394-5721 FAX 番号 022-394-7286

- ・ 苦情連絡先 介護事業支援課 居宅サービス指導係 022-214-8192
- 仙台市青葉区役所 介護保険課 介護保険係 022-225-7211
- 仙台市太白区役所 介護保険課 介護保険係 022-247-1111
- 宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 022-222-7700
- 宮城総合支所 障害高齢課 高齢者支援係 022-392-2111

(事故発生時の対応)

第21条 介護サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や行政等に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努める。事故が故意過失による場合は損害賠償を行う。ただし、当該事故が故意過失によらない場合や、利用者に重過失がある場合はこの限りではないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 当事業所では事業所内感染が蔓延することがないように、職員定期健診、感染防止対策委員会の実施等により感染予防に努めることとする。また、不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき適切な措置を講じ、関係機関（保健所、医療機関、県・市担当者）との連携をとる。
- 3 この規程に定める他、運営に必要な事項は、医療法人財団明理会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月1日より施行する。

平成15年	4月1日	改定	
平成17年	10月1日	改定	
平成18年	4月1日	改定	
平成20年	8月1日	改定	
平成21年	4月1日	改定	
平成22年	5月1日	改定	
平成22年	7月1日	改定	
平成24年	4月1日	改定	
平成25年	5月1日	改定	
平成25年	6月1日	改定	
平成26年	4月1日	改定	
平成27年	4月1日	改定	
平成29年	4月1日	改定	
平成30年	4月1日	改定	*仙台市届出は不要とのこと（確認済）
令和 1年	10月1日	改定	
令和 2年	4月1日	改定	
令和 2年	7月1日	改定	（事業所職員の員数含めた全体の変更）
令和 4年	4月1日	改定	（事務所の相談担当者変更、苦情連絡先修正）
令和 5年	4月1日	改定	（料金表変更）